

一般社団法人 日本めまい平衡医学会定款施行細則

(事務局)

第1条 事務局は、京都市左京区丸太町通川端東入東丸太町39番地（〒606-8395）に置く。

(入会金・年度会費)

第2条 正会員は、本会に入会するに際し、入会金として3,000円を納入しなければならない。正会員は、会費として毎年10,000円を前納しなければならない。ただし、発表会員の会費は8,000円とする。名誉会員は、入会金および会費支払いの義務を負わない。賛助会員は、年1口（50,000円）以上を前納するものとする。ただし、入会金支払い義務を負わない。

(参与の推薦手続)

第3条 次に該当する者は、本人の承諾を得て理事長が参与を委嘱する。

- 1) 20年以上本法人の役員であり、65歳を超えた者。
- 2) 本法人の専門会員であり、65歳を越えた者。

(専門会員資格審査申請手続)

第4条 資格審査を希望する正会員は、申請書、履歴書、推薦書、研究歴申告書、学会発表目録、論文目録を専門会員資格審査委員会の1ヶ月前までに事務局に提出する。詳細は内規による。

(専門会員資格審査委員会)

第5条 専門会員資格審査委員会は、若干名の専門会員資格審査委員をもって組織する。専門会員資格審査委員長および専門会員資格審査委員は、理事会の議を経て理事長がこれを委嘱し、任期は2年とし再任は妨げない。ただし、役員との兼任はできない。専門会員資格審査委員会は、専門会員の資格審査申請を審査する。審査に関連する詳細は内規に定める。

(めまい相談医認定審査および更新審査申請手続)

第6条 めまい相談医の認定審査および更新審査を希望する正会員である医師は、内規に定める手続によりめまい相談医制度運営委員会に申請する。

(めまい相談医制度運営委員会)

第7条 めまい相談医制度運営委員会は、若干名のめまい相談医制度運営委員をもって組織する。めまい相談医制度運営委員長およびめまい相談医制度運営委員は、理事会の議を経て理事長がこれを委嘱し、任期は2年とし再任を妨げない。ただし、役員との兼任はできない。めまい相談医制度運営委員会は、めまい相談医の認定審査、更新審査およびめまい相談医に関する必要な業務を行う。審査に関する詳細は内規に定める。

(編集委員会)

第8条 編集委員会は、編集委員若干名をもって組織する。編集委員長および編集委員は、理事会の議を経て、理事長がこれを委嘱し、任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。編集委員会は、本法人の機関誌の発行に関する業務を行う。

(日本めまい平衡医学会における、名誉会員、参与、専門会員、めまい相談医の本法人における地位)

第9条 本法人設立前の日本めまい平衡医学会における名誉会員、参与、専門会員、めまい相談医は、本法人における名誉会員、参与、専門会員、めまい相談医とする。

2. 本法人の参与推薦の年限、専門会員およびめまい相談医の審査上の規定年限には、本法人設置前の日本めまい平衡医学会における役員歴、会員歴を合算するものとする。

(顧問の推薦条件)

第10条 本法人の顧問の推薦条件には、本法人設立前の日本めまい平衡医学会の経歴を含めるものとする。

(定款施行細則の変更)

第11条 本定款施行細則の変更は理事会、代議員総会の承認を必要とする。